

# 「指定介護老人福祉施設」「特別養護老人ホーム」

## 重要事項説明書

社会福祉法人萱垣会 シルバーハウス ゆめの郷

当施設はご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### 1 施設経営法人

事業者の名称	社会福祉法人 萱垣会
主たる事務所の所在地	長野県飯田市鼎一色551番地
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 萱 垣 憲 英
電話番号	0265-22-1368
FAX番号	0265-22-1006

### 2 ご利用施設

施設の名称	シルバーハウス ゆめの郷
施設の所在地	長野県飯田市松尾代田910番地1
都道府県知事指定番号	長野県第 2070501313号
施設長の氏名	山 田 美 勝
電話番号	0265-52-4651
FAX番号	0265-52-4652

### 3 ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類	長野県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
短期入所生活介護	平成19年9月1日	長野県第 2070501313号	4名
介護予防短期入所生活介護	平成19年9月1日	長野県第 2070501313号	—

### 4 事業の目的と運営の方針

#### (1) 事業の目的

この事業は、介護保険法の定めるところにより、加齢による心身の変化に起因する疾病等により要介護の状態になった方に対して施設サービスを提供することを目的とします。

(2)施設運営の方針

施設は、ご契約者に、その心身の健康保持及びより楽しく生き甲斐のある生活を送ることへの援助、自らの意思に基づいて質の高い生活を送っていただけるお手伝いをさせていただきます。また、在宅への復帰についてもお手伝いをさせていただきます。

5 施設の概要

(1)特別養護老人ホーム

敷地面積	6,051.44㎡	
建物	構造	鉄骨造3階建(耐火建築)
	延べ床面積	4,746.55㎡ (1階1,537.73㎡、2・3階1,604.41㎡)
	利用定員	ユニット型72床(短期入所4名含む)

(2)居室

2階 ユニット (ははきぎ、葵、朝顔、夕顔)	3階 ユニット (柏木、薫、浮舟、夕霧)
定員 36名(短期定員4名含む)	定員 36名
居室面積 1人部屋 17.25㎡×36室 (2室に1ヶ所のトイレ4.00㎡) ユニットの定員 ユニット1(ははきぎ) 9名 ユニット2(葵) 9名 ユニット3(朝顔) 9名 ユニット4(夕顔) 9名 食堂・機能訓練室 103.67㎡(11.51㎡/1人)	居室面積 1人部屋 17.25㎡×36室 (2室に1ヶ所のトイレ4.00㎡) ユニットの定員 ユニット5(柏木) 9名 ユニット6(薫) 9名 ユニット7(浮舟) 9名 ユニット8(夕霧) 9名 食堂・機能訓練室 103.67㎡(11.51㎡/1人)
ユニット間共用スペース219.05㎡ (6.08㎡/1人)	

(3)主な設備

2階 ユニット(ははきぎ、葵、朝顔、夕顔)			3階 ユニット(柏木、薫、浮舟、夕霧)		
設備の種類	室数	備考	設備の種類	室数	備考
1人部屋	36室	ベッド、洗面、収納棚	1人部屋	36室	ベッド、洗面、収納棚
ユニットケア(9名程度を1グループとし、家庭的な雰囲気の中で、共同で生活)型を採用しています。			ユニットケア(9名程度を1グループとし、家庭的な雰囲気の中で、共同で生活)型を採用しています。		
個別浴室	2室	サワラ浴槽	個別浴室	2室	サワラ浴槽
椅子浴室	2室	車椅子特殊浴槽	特殊浴室	2室	車椅子特殊浴槽
機能訓練室	4室	多目的ホール	機能訓練室	4室	多目的ホール
食堂	4室	多目的ホール	食堂	4室	多目的ホール

※居室の変更：入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際は、入居者やご家族等と協議の上決定するものとします。

## 6 職員体制(主たる職員)

当施設では、入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

### (1)主な職種人員配置基準

(1)施設長(管理者)	1名
(2)事務員	2名
(3)生活相談員	1名
(4)介護職員	24名
(5)看護職員	3名
(6)機能訓練指導員	1名
(7)介護支援専門員	1名
(8)医師(嘱託)	1名
(9)栄養士又は管理栄養士	1名

### (2)主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制
(1)施設長(管理者)	9:00～18:00
(2)事務員	9:00～18:00
(3)生活相談員	9:00～18:00
(4)介護職員	6:30～15:30 9:00～18:00 10:00～19:00 12:00～21:00 16:00～ 9:30
(5)看護職員 機能訓練指導員	8:30～18:00
(6)介護支援専門員	9:00～18:00
(7)医師	嘱託
(8)栄養士	9:00～18:00
(9)管理宿直	18:00～ 9:00
(9)調理(食事)	外部委託

### (3)配置職員の職種

- 施設長 入居者が暮らしやすい施設づくりのため、施設の運営を掌握し、職員を指揮監督します。
- 看護職員 医師の診療補助及び医師の支持を受けて、入居者の健康管理や看護・保健衛生業務を行います。
- 介護職員 入居者の日常生活の介護・相談及びお手伝い等を行います。

- 介護支援専門員 入居者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
- 生活相談員 入居者の入退所のお世話、日常生活上の相談・お手伝い等を行います。
- 医師 入居者に対して診療及び施設の保健衛生・療養上の指導を行います。

## 7 施設サービスの概要

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスは以下2つがあります。

### (1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、(施設介護サービス費の介護保険負担割合)が介護保険から給付されます。

#### ○介護保険給付サービス

種 類	内 容
①食事介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当施設では、(管理)栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮し、適温に配慮し、適切な時間に食事を提供します。</li> <li>○入居者の体力の向上や食欲増進のため、離床して食堂にて他の入居者と時間と空間を共有して楽しく食事をとっていただくことを目標としています。</li> <li>○日常の食事は選択メニューを提供することで、自らの意思に基づいて選択していただき、また季節料理・手作り料理会も行います。</li> </ul> (食事時間) 朝食7:30~8:30 昼食12:00~13:00 夕食18:00~19:00
②排泄介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。また、安易におむつ使用にならないよう、排泄パターンを把握し、適時誘導を心がけます。</li> </ul>
③入浴介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入浴または清拭を週2回以上行います。身体の状態によって、個別浴槽・車椅子浴槽・寝台浴槽を使用して入浴することができます。</li> </ul>
④離床・着替整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>○生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。</li> <li>○個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> <li>○リネン交換は、週1回、寝具の消毒は、年2回実施します。</li> </ul>
⑤健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○嘱託医により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。</li> <li>○緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。</li> <li>○利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来るだけ配慮します。</li> </ul>

⑥相談及び援助	○当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めています。
⑦社会生活上の便宜	○当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ○誕生会 月毎の誕生者のお祝い。 ○レクリエーション行事 施設の建物及び敷地内で行う年間行事、事業計画のうちの介護保険対象になるもの。 ○行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況により代行可能であるものは代行します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

○介護保険対象外サービス(法定外給付及び金額)

サービス種類	内 容	費 用
① 食事費用	○1日単位の提供とします。但し、前日までに欠食の連絡を頂いた場合は、食事の提供をしなくてもよいものとします。	1日 1,800円
② 居住費	○ユニット型介護福祉施設(ユニット型)居室	1日 2,500円
	○入院後6日目までは介護保険制度による補足的給付を受けることができます。但し、入院後7日目から通常料金となります。その場合、施設は入居者の所得状況等を勘案して減額することができるものとします。 ○ご契約者が契約終了後、居室を明け渡すことが困難な場合等には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期限につき契約時の実費をご負担していただくことができるものとします。	1日 2,500円
③ 特別な居室の提供費用	○特別な居室の提供については、施設が当該居室に特別な設備を設置した場合、入居者に特別な居住費として負担していただくことができるものとします。	実費を元に算出する。
④ 特別な食事の提供費用	○通常の食事費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、お節料理、行楽弁当、季節鍋料理等の特別な調理を行う選択食を希望者に提供した場合、重要事項説明書に定める料金で提供することができるものとします。 ○通常の食事提供以外に利用者の体調維持管理に必要なとする栄養補助食品、栄養補給(医薬部外品)等を提供した場合、重要事項説明書に定める料金で提供することができるものとします。	実費

⑤特別な医療用品の費用	○ご利用者様が日常生活上に必要とする医療関係の機器、機能維持のための機器類、吸引器(附属品)・酸素濃縮機・褥瘡予防マット・口腔ケア用品・歩行機・胃ろう用品・排尿バルン用品・人工肛門等の医療用品並びに消耗品等	実費
⑥ 理美容代	○専門業者が行った場合(概ね2, 200円程度)	実費
⑦ 金 銭 管 理 費	○自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は次のとおりです。 ・管理する金銭等の形態: 飯田信用金庫の預金通帳により施設で管理いたします。 ・お預かりする物: 上記預金通帳と通帳印(原則1つ) ・保管場所: 通帳と印鑑を別の金庫に保管します。 ・保管責任者: 施設長が責任を持って管理します。 ・出納方法: 「金銭預かり表」のとおり。 ○個人的な居室での金銭保管は紛失の恐れがありますのでお断りします。 ○1ヶ月に満たない月がありましても左記料金をいただきます。	1ヵ月 1, 200円
⑧レクリエーション、クラブ活動費用	○レクリエーション、クラブ活動にかかる費用、使用したものに対する材料代等 ○花見等のバス・タクシー代、催し物での飲食費で食費を超える部分、晩酌等の酒代、その他施設で用意できないもののレンタル料他	実費
⑨ 日 常 生 活 上 の 諸 費 用	○日常生活上必要な入居者が希望するもので負担することが適当なものの諸費用(個人が個人の物として使用)	実費
⑩ 複 写 物 交 付	○コピー代	1枚10円
⑪電気代	○個人希望による家電製品の持ち込みによる使用料	1kwh 34円

○食費の負担限度額

食費について、以下のとおり所得による負担限度額が定められています。(日額)

所得段階	所得要件(令和3年8月1日以降)	食事負担限度額
第1段階	生活保護受給者(被保護者) 老齢福祉年金受給者(世帯全員が市町村民税非課税)	300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	390円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税者であって、第2段階に該当しない、収入額の合計80万円超 120万円以下の方	650円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税者であって、第2段階に該当しない、収入額の合計 120万円超の方	1,360円
第4段階	上記以外の方(配偶者市区町民税課税)、又は資産要件(預貯金等)が各所得階層に定められた額を超える方	1,800円

○居住費の負担限度額

居住費について、以下のとおり所得による負担限度額が定められています。(日額)

所得段階	所得要件(平成17年10月1日以降)	居住費負担限度
第1段階	生活保護受給者(被保護者) 老齢福祉年金受給者(世帯全員が市町村民税非課税)	880円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	880円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、第2段階に該当しない方(収入額の合計80万円以上)	1,370円
第4段階	上記以外の方(配偶者市区町民税課税)、又は資産要件(預貯金等)が各所得階層に定められた額を超える方	2,500円

○居住費の変更(契約書第7条第2項(3))

居住費の基準となる光熱水費及び燃料費、器具及び備品の取得費用、修繕費見積り当時に想定していない事情が発生した場合の算出の方法は以下のとおりとします。

基礎となる費用	変更の理由	変更の方法
① 器具及び備品の取得費用	① 高額な器具及び備品を新たに購入した場合 ② 対応年数が経過し、既存の器具及び備品を更新する際、既存品より高額又は低額なものに変更した場合	新たに購入した、又は更新した器具及び備品の取得費用の按分額が、現に支払われている当該費用の月額に比べて20%以上の差が生じた場合、算出した額の範囲内で新たな金額を設定する。 (①車いす、特殊寝台等の福祉用具は除く。②その他、物品の賃借料は含む。)
② 修繕費	② 必要な建物及び建物附属設備並びに器具及び備品の修繕又は模様替えを行った場合	実際に修繕又は模様替えした建物及び建物附属設備並びに器具及び備品の取得費用の按分額が、現に支払われている当該費用の月額に比べて20%以上の差が生じた場合、算出した額の範囲内で新たな金額を設定する。
③ 光熱水費及び燃料費	① 当初の見積り額に比べて、実際の高熱水費及び燃料費が著しく高額になった時 ② 当初の見積り額に比べて、実際の高熱水費及び燃料費が著しく低額になった時	実際に使用した年間の高熱水費額及び燃料費の平均月額が、現に支払われている月額に比べて20%以上の差が生じた場合に、実際に使用した額の範囲内で新たな金額を設定する。 4月1日を起算日とし、毎年度末までの支払額から算定し、翌年度より改定する。

8 利用料

(1)法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 ((施設介護サービス費の介護保険負担割合))
法定代理受領できない場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準額に同じ)

(2)契約解除後の個人負担費用

区 分	同意及び解除理由	支払義務発生期間	料金/日(円)
施設生活介護	第5条 運営規程の遵守	解約の日から退所の日まで	付属契約書の利用料で、その者の介護度に応じた保険負担と個人負担額と食費の合計金額
	第7条 料金の変更	〃	
	第16条第3項 利用者からの中途解約	退去日から退去意志確認日まで	
	第17条 利用者からの契約解除	解約の日から退所の日まで	
	第18条第1項第1号 不実の告知	〃	
	第18条第1項第2号 料金延滞	〃	
	第18条第1項第3号 不信行為	〃	
	第22条 居室の明渡し	〃	
入院中の取り扱い 第20条第2項 利用中の入院	入院した日から退院の90日まで	付属契約書の個人負担額	

## 9 苦情相談申立先

### (1) シルバーハウスゆめの郷 苦情相談窓口

当施設ご利用 相談室	窓口担当 生活相談員 原 佑輔 ご利用時間 日曜日を除く 午前9時～午後6時 ご利用方法 電話 0265-52-4651 面接 相談室に於いて
苦情解決責任者	施設長 山田 美勝

### (2) 社会福祉法人萱垣会 苦情相談窓口

名 称	社会福祉法人萱垣会 本部事務局
相談窓口	住所 長野県飯田市鼎一色551 TEL0265-22-1368 FAX 0265-22-1006

### (3) 第三者委員

萱垣会では苦情解決に要する社会性や客観性の確保と利用者様の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために「第三者委員」を設置しています。

橋本昌矩	飯田市山本竹佐 1013-2	TEL0265-25-3986
------	----------------	-----------------

## 10 行政機関その他苦情受付機関

飯田市介護保険担当課	所在地 長野県飯田市大久保2534 電話番号 0265-22-4511
国民健康保険団体連合会	所在地 長野県西長野加茂北143-8 電話番号 026-238-1550
長野県県社会福祉協議会	所在地 長野県若里1570-1 電話番号 026-226-4126

## 11 事故発生等の対応

事故発生等の 対応	施設は、介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は速やかにご利用者のご家族、ご利用者の後見人又は身元引受人等関係者に連絡・報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。
損 害 賠 償	施設は、サービス提供にあたりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天変地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって賠償します。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、ご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
損害賠償責任 保険	施設は、万が一の事故の発生に備えて「施設損害責任保険」に加入しています。

### (2) 損害賠償がなされない場合

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項又はサービス実施にたつて必要な事項に関する聴取・確認について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して発生した場合</li> <li>・ご利用者の急激な体調変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に専ら</li> </ul>
--

起因して発生した場合
・ご利用者が施設の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して発生した場合

## 12 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関の名称	
		決壊の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

## 13 協力医療機関医療

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

### (1) 協力病院

医療機関の名称	医療法人社団山力会 菅沼病院
所在地	長野県飯田市鼎中平1970
電話番号	0265-22-0532
診療科	内科 小児科 消化器内科・内視鏡科 リハビリ科 美容外来 酸素ボックス 腰痛・頭痛外来
入院設備	ベッド数32床 (地域包括ケア病床13床/医療療養病床9床 /菅沼病院介護医療院10床)
救急指定の有無	有り

医療機関の名称	医療法人栗山会 飯田病院
所在地	長野県飯田市大通1丁目15番地
電話番号	0265-22-5150
診療科	内科 神経内科 消化器科 循環器科 呼吸器科 外科 整形外科 精神・神経科 眼科 内視鏡 泌尿器科 人工透析 人間ドック リハビリテーション科 精神作業療法科 精神科デイケア
入院設備	ベッド数452床(一般病床数212床/精神科病床数240床)
救急指定の有無	有り

### (2) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	JA みなみ信州 歯科診療所
所在地	長野県飯田市鼎東鼎281番地
電話番号	0265-21-4490
診療課	歯科、口腔ケア

#### 14 非常災害時の対策

非常時対応	別途定める「ゆめの郷消防計画」に基づいて対応を行います。	
平常時の訓練等①	別途定める「ゆめの郷消防計画」に基づき年1回夜間及び昼間を想定した非常通報訓練および招集訓練を実施しています。	
平常時の訓練等②	別途定める「ゆめの郷消防計画」に基づき年1回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施しています。	
防災設備	設備名称	個数等
	防火扉・シャッター	あり
	自動火災報知器	あり
	誘導灯	あり
	ガス漏れ警報機	あり
	カーテン布団等は防災性能のある物を使用しています。	

#### 15 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、別途「面会方法のお知らせ」を遵守し、必ず面会簿に記入して下さい。
外出・外泊	利用者の外泊・外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
嘱託医、協力病院以外への受診	看護師に申し出て、受診して下さい。 送迎、付き添いはご家族様の対応をお願いいたします。(緊急時は除く) 診察の結果及び処方の内容等、看護師へご連絡をお願いいたします。
嘱託医受診料 薬代金	嘱託医師の受診料、薬局薬代金は当施設とは直接の関係はありませんが、口座振替の手続きをお願いしております。手数料につきましては、ご契約者様負担となります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は決められた場所以外ではお断りします。
ハラスメント行為等	利用者及びご家族による、他利用者及び職員へのセクシャルハラスメント(体を触る、卑猥な言動等)、パワーハラスメント(物を投げる、大きな声を出す、無理な要求等)行為等は契約を解除いたします。
現金、貴重品等の管理	現金等は事務所金庫に預けることができますのでご利用ください。利用者本人が保管する場合は、なるべく少額でお願いします。また、貴重品の持ち込はご遠慮ください。紛失、破損等については責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者及び職員に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
引受けかねる対応	利用者及びご家族から以下のようなご要望があっても対応しかねますのでご了承ください。 ① 利用者にとって不適切又は介助時に苦痛を伴うこと ② 施設の運営業務上、不可能な方法 ③ 利用者の生命に危険がおよびかねない方法

※上記の項目を遵守いただけない場合は、契約書第18条に基づき、契約の解除をさせていただきます場合があります。

16 契約者が入院された場合の対応について(契約書第 18 条参照)

当施設に入所中に、医療機関へ入院された場合の取扱は、以下の通りです。

- (1) 入院中は、家族様にご協力をお願いします。(物品購入、洗濯、身の回りのお世話など)尚、入院中のご相談は相談員・介護支援専門員が対応させていただきます。
- (2) 3 ヶ月以内に退院が見込まれる場合
  - ① 3 ヶ月以内に退院が見込まれる場合は契約を継続することができます。ただし、入院から 6 日間(月をまたぐ場合は最長 12 日間)は「外泊時加算」を、その後退院前日までは「居住費」を負担して頂きます。また、預り金の管理を継続される場合は「預り金管理料」を負担して頂きます。
  - ② 医療機関からの退院許可があった場合でも、シルバーハウスゆめの郷での介護、看護、医療体制が十分確保できない状況(例 持続点滴、中心静脈注射(IVH)、人工呼吸器、常時の吸引等)からの復帰が困難と認められた場合は、契約の解除をお願いする場合があります。
  - ③ シルバーハウスゆめの郷での介護、看護が可能になられた場合で、再入所を希望される場合はできるだけ速やかに入所していただけるように配慮いたします。
- (3) 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合
  - ① 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

附則 この重要事項説明は平成 19 年 9 月 1 日より施行する。

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 一部改訂：平成 20 年 4 月 1 日 | 「2 ご利用施設」欄の施設長の異動による改訂  |
| 一部改訂：平成 21 年 6 月 1 日 | 「2 ご利用施設」欄の施設長の異動による改訂  |
| 一部改訂：平成 23 年 6 月 1 日 | 「2 ご利用施設」欄の施設長の異動による改訂  |
| 一部改訂：平成 24 年 4 月 1 日 | 「2 ご利用施設」欄の施設長の異動による改訂  |
| 一部追加：平成 24 年 4 月 1 日 | 「7 施設サービスの概要<br>(2) 介護保険対象外のサービス⑤の追加  |
| 一部改訂：平成 27 年 4 月 1 日 | 「2 ご利用施設」欄の施設長の異動による改訂  |
| 一部改訂：平成 27 年 4 月 1 日 | 「9 苦情相談申立て」欄の施設長・相談員の異動による改訂  |
| 一部改訂：平成 27 年 8 月 1 日 | 「7 施設サービスの概要」欄の介護保険法改正に伴う特定入居者介護サービス費の見直しによる改訂<br>「8 利用料」(1) 法定給付欄の介護保険法改正に伴う負担割合の見直しによる追加。 |
| 一部改訂：平成 27 年 9 月 1 日 | 「9 苦情相談申立て」欄の(3) 第三者委員の追加   |
| 一部改訂：平成 29 年 7 月 1 日 | 「7 (2) 居住費」欄の一部追加   |
| 一部改訂：平成 30 年 4 月 1 日 | 「9 苦情相談申立て」欄の(3) 第三者委員の変更   |
| 一部改訂：令和元年 10 月 1 日   | 「7 (1) ① 食事費用」欄の変更○食事費用の負担限度額   |
| 一部改訂：令和元年 10 月 1 日   | 「7 (1) ② 居住費」欄の変更○居住費の負担限度額   |
| 一部改訂：令和 2 年 1 月 1 日  | 「13 当施設ご利用の際に留意いただく事項」の嘱託医受診料と薬代金の追加  |
| 一部改訂：令和 2 年 4 月 1 日  | 「9 苦情相談申立先」(3) 第三者委員の変更   |
| 一部改訂：令和 2 年 7 月 1 日  | 「13 当施設ご利用の際に留意いただく事項」の嘱託医協力病院以外への受診、迷惑行為等、現金貴重品の管理の文言の追加                                   |
| 一部改訂：令和 2 年 7 月 1 日  | 「13 当施設ご利用の際に留意いただく事項」の引受けかねる対応の追加  |
| 一部改訂：令和 3 年 2 月 1 日  | 「7 (2) ① 食事費用」欄の変更○食事費用の負担限度額   |
| 一部改訂：令和 3 年 4 月 1 日  | 「3 ご利用施設で併せて実施する事業 利用定数の変更」<br>「5 (2) 居室の定員(短期入所)の変更」                                       |

一部改訂：令和3年6月1日	「6(2) 主な職種の勤務体制 看護職員の勤務時間の変更 「3 ご利用施設で併せて実施する事業 利用定数の変更 「5(2) 居室の定員(短期入所)の変更 「7(2)⑦金銭管理費」欄の費用の変更
一部改訂：令和3年8月1日	「3 ご利用施設で併せて実施する事業 利用定数の変更 「5(2) 居室の定員(短期入所)の変更 「7(1) ①食事費用」欄の変更○食事費用の負担限度額 「7(1) ②居住費」欄の変更○居住費の負担限度額
一部改訂：令和3年11月1日	「3 ご利用施設で併せて実施する事業 利用定数の変更 「5(2) 居室の定員(短期入所)の変更
一部改訂：令和3年12月1日	「3 ご利用施設で併せて実施する事業 利用定数の変更 「5(2) 居室の定員(短期入所)の変更
一部改訂：令和4年1月1日	「3 ご利用施設で併せて実施する事業 利用定数の変更 「5(2) 居室の定員(短期入所)の変更
一部改訂：令和4年12月1日	「7(2)②居住費」欄の変更○居住費の負担限度額
一部改訂：令和5年4月1日	「7(2)①食事費用」欄の変更○食事費用の負担限度額
一部改訂：令和6年1月1日	「2 ご利用施設」欄の施設長の異動による改訂
一部改訂：令和6年1月1日	「9 苦情相談申し立て」欄の施設長・相談員の異動による 改定(3)第三者委員の変更
一部改訂：令和6年8月1日	「7(2) ○居住費の負担限度額欄の変更
一部改訂：令和6年9月1日	「7(1) ①食事費用」欄の変更○食事費用の負担限度額
一部改訂：令和6年9月1日	「7(1) ②居住費」欄の変更○居住費の負担限度額
一部改訂：令和6年9月1日	「13(1) 協力病院」欄の追加
一部改訂：令和7年6月10日	「15 当施設ご利用の際に留意いただく事項」の 来訪・面会欄の変更
一部改訂：令和7年6月28日	「1 施設経営法人 代表者の氏名」欄の変更